

## ジェネリック医薬品希望シールについて

健康保険組合では、医療費全体及び個人負担分の窓口支払い費用の削減を図るため、新薬とほぼ同等の成分をもちつつ価格が安いジェネリック医薬品の推進を行っています。

このため、令和1年12月1日以降に交付する健康保険証は、「ジェネリック医薬品希望シール」を貼った状態でお渡しします。

ほとんどの場合、患者さんの意思で新薬からジェネリック医薬品に変更できるようになりましたが、このシールが貼ってあれば医療機関や薬局に、ジェネリック医薬品希望の意思が確実に伝わります。

また、シールの台紙には少し大きめのシールも有りますので、こちらはご自身でお薬手帳に貼ってご活用下さい。

尚、ジェネリック医薬品を希望しない方はシールをはがしてお使いください。

(健康保険証にシールを貼って頂ける方には「ジェネリック医薬品希望シール」を送付しますので健康保険組合へご連絡下さい。)

日本飛行機健康保険組合 石川(3644)

